

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成23年11月30日

教育委員会告示第19号

(趣旨)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく阿賀野市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、必要な事項を検討するため、阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関し、次に掲げる事項について検討し、その結果を阿賀野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関する施策に関すること。
- (2) その他推進計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者代表関係者
- (2) 読書活動団体
- (3) 図書館協議会委員
- (4) 学校図書担当教諭
- (5) 幼児養育関係者
- (6) 行政関係職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営のため、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年12月 1日から施行する。

＜計 画 策 定 の 経 過＞

実 施 時 期	内 容
平成23年12月20日	第1回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会
平成24年 2月21日	第1回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 地域部会
平成24年 2月22日	第1回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 学校部会
平成24年 2月23日	第1回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 家庭部会
平成24年 3月	「子どもの読書に関するアンケート調査」の実施
平成24年 7月 3日	第2回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 家庭部会
平成24年 7月 4日	第2回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 学校部会
平成24年 7月 5日	第2回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 地域部会
平成24年11月12日	第3回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 家庭部会
平成24年11月13日	第3回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 学校部会
平成24年11月14日	第3回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 地域部会
平成24年12月11日	第2回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会
平成25年 2月(予定)	パブリックコメントの実施
平成25年 3月(予定)	阿賀野市子ども読書活動推進計画 承認・決定

阿 賀 野 市 子 ども 読 書 活 動 推 進 計 画 策 定 委 員 会

山手小学校 (安田地区小学校)	阿賀野市PTA連絡協議会
前山小学校 (京ヶ瀬地区小学校)	図書館協議会委員
水原小学校 (水原地区小学校)	学校図書館ボランティア (水原小学校)
笹岡小学校 (笹神地区小学校)	笹神地区読み聞かせボランティア
安田中学校	読み聞かせボランティア (ぐるんぱ)
京ヶ瀬中学校	読み聞かせボランティア (そらいろのたね)
水原中学校	
笹神中学校	企画政策課
県立阿賀野高等学校	福祉課
県立駒林特別支援学校	健康推進課
	学校教育課
	生涯学習課